

中土佐町 第7期 障害福祉計画

中土佐町 第3期 障害児福祉計画

< 概要版 >

1 基本的な考え方

中土佐町(以下「本町」という。)では、令和3年3月には、令和3年度から6年間の障害者福祉施策の指針となる「中土佐町第4期障害者計画」を策定し、「ともに生きるまち」を基本理念として、町民の誰もが障害の有無にかかわらずその能力を最大限発揮しながら、安全で安心して生活できるよう、様々な施策を推進しているところです。また、障害福祉サービス等の確保と障害児支援の提供体制の確保に関する実施計画である「中土佐町第6期障害福祉計画・中土佐町第2期障害児福祉計画」を令和3年3月に策定し、計画的な事業の推進を行ってきました。この度、令和3年度から令和5年度を計画期間とした「中土佐町第6期障害福祉計画・中土佐町第2期障害児福祉計画」が期間満了を迎えることから、令和6年度を初年度とする「中土佐町第7期障害福祉計画・中土佐町第3期障害児福祉計画」を策定し、引き続き、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの実現に取り組んでいくこととします。

2 高知県の方針

高知県では、令和5年3月に、「高知県障害者計画(第3期)」を策定しています。

この計画は、『障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」』という基本理念を実現するために、「ともに支えあう地域づくり」、「安心して暮らせる地域づくり」、「いきいきと暮らせる地域づくり」、「災害時等に困らない地域づくり」の4つの施策体系の柱に基づいての取組を総合的に進めています。

3 計画の期間

計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年計画とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
中土佐町第3期障害者計画						中土佐町第4期障害者計画(6年間)					
中土佐町第4期障害福祉計画		中土佐町第5期障害福祉計画		中土佐町第6期障害福祉計画		中土佐町第7期障害福祉計画(3年間)					
		中土佐町第1期障害児福祉計画		中土佐町第2期障害児福祉計画		中土佐町第3期障害児福祉計画(3年間)					



中土佐町 第7期 障害福祉計画

1 基本的な考え方

障害の有無にかかわらず、全ての住民が社会を構成する一員として、相互に尊重し合いながら共生する社会、「ともに生きるまち」の実現を目指しています。本計画では、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関わる令和8年度までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

2 第7期の目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

障害者の地域生活への移行を進める観点から、自立訓練サービス等を利用し、グループホームや自宅などに移行する者の数を見込むものです。

第7期の目標

国の基本指針に基づき目標値を設定します。本町の令和5年度末時点の施設入所者数は14人です。地域生活への移行は、引き続き地域生活への移行支援を続け、対象者の状況に応じた円滑移行を図ります。また、施設入所者の削減見込みは、入所待機者があること等を踏まえ、施設入所者を現状の水準で維持することを目標とします。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、本町において保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すものです。

第7期の目標

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの場を活用し、医療機関、福祉関係者、須崎福祉保健所が参加し、地域包括ケアシステム構築に向けて、アルコール依存症の啓発などの地域課題に取り組みます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住生活のための機能（相談、体験の機会や場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

第7期の目標

居住生活のための機能（相談、体験の機会や場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）について、多面的に地域生活支援拠点等の体制整備を行います。





(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設を退所し、就労移行支援事業所等を通じて、企業等に就職した人や在宅で就労した人(農林漁業や家業への従事を含む)及び自ら起業した人等について見込むものです。

第7期の 目標

本町の福祉施設から一般就労への移行者数は、これまでの実情を踏まえ、令和8年度の移行者数は1人を目標とし、障害者就業・生活支援センターとも連携します。

就労移行支援事業、就労継続支援事業所A型は令和8年度に一般就労への移行はなしと見込んでいます。

就労継続支援B型事業所の利用者で、令和3年度に一般就労へ移行した人は0人でしたが、令和4年度に1人、令和5年度に1人、一般就労へ移行した方がいたため、1人を目標値とします。

就労定着支援事業は令和8年度の利用はなしと見込んでいます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携を行うことができる相談支援体制の構築が不可欠です。そのために、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等の強化・充実に向けた目標とします。

第7期の 目標

令和4年度に設置した基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化に努めます。

自立支援協議会の相談支援部会等で個別事例について検討し、ニーズの把握や対象者の課題を通じて見えた地域課題の解決に取り組みます。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

近年の障害福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築を目標とします。

第7期の 目標

県や関係機関が実施する研修等への積極的な参加を行います。障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有により障害福祉サービス等の質の向上を図ります。



中土佐町 第3期 障害児福祉計画

1 基本的な考え方

障害の有無にかかわらず、人は皆、社会を構成する一員としてお互いに支え合う存在であるという考えのもと、障害のある子どもを笑顔で社会に送り出すために、個々の状態に応じて、学校や各種の障害児福祉サービスを選択できるようにすることが求められます。そのため、県と連携し、障害児福祉サービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供することを目的とします。

2 第3期の目標

- (1) 児童発達支援センターの設置
- (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制構築
- (3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの確保
- (4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置とともにコーディネーター配置



計画の推進

計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること(PDCAサイクル)とされています。

計画をより効果的に推進するために、少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握します。また、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じます。中間評価の際には、中土佐町障害者地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果の公表に努めます。

中土佐町第7期障害福祉計画・中土佐町第3期障害児福祉計画(概要版)

<発行年月>令和6年3月

<編集・発行>中土佐町健康福祉課

〒789-1301

高知県高岡郡中土佐町久礼 6663-1

電話番号：0889-52-2662/0889-52-4820

F A X：0889-52-2432